

5 年 保 存
令和10年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎 務 (企) 第 67 号
崎 務 (人 一) 第 105 号
令 和 5 年 2 月 17 日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

首席参事官の担当業務について（通達）

首席参事官の担当業務については、「首席参事官の担当業務について（通達）」（令和3年2月19日付け崎務（企）第80号ほか。以下「旧通達」という。）により定められているところ、この度、所要の見直しを行い、令和5年3月24日から下記のとおり運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は同月23日限りで廃止する。

記

1 各首席参事官の担当業務

(1) 警務部首席参事官（人身安全対策等担当）兼生活安全部付兼刑事部付

- ア 人身安全関連事案の対処に関する事。
- イ 事件指導に関する事。
- ウ 捜査情報の適正な収集及び管理に関する事。
- エ 戦略的な組織犯罪対策に関する事。
- オ 総合的な特殊詐欺対策に関する事。
- カ その他特命事項に関する事。

(2) 警務部首席参事官（交通安全対策等担当）兼交通部付兼地域部付

- ア 総合的な交通事故防止対策に関する事。
- イ 交通安全意識の醸成に関する事。
- ウ 道路交通秩序の維持に関する事。
- エ 効果的な地域警察運営に関する事。
- オ 高齢社会総合対策に関する事。
- カ その他特命事項に関する事。

(3) 警務部首席参事官（危機管理対策及び組織基盤強化担当）兼警備部付兼生活安全部付

- ア 緊急事態への対処に関する事。
- イ 大規模な治安警備実施等に関する事。
- ウ サイバーセキュリティ戦略に関する事。
- エ 警察力の組織基盤強化に関する事。
- オ 効率的な警察運営に関する事。
- カ その他特命事項に関する事。

2 人事評価等

各首席参事官の人事評価の1次評価、休暇等の決裁及び庶務は、次表に示したとおり行うこと。

首席参事官	1次評価・休暇等の決裁	庶務
人身安全対策等担当	生活安全部長	生活安全部生活安全企画課
交通安全対策等担当	交通部長	交通部交通企画課
危機管理対策及び組織基盤強化担当	警備部長	警備部警備課